

## 島本町民間保育所運営費等補助金交付要綱

(平成 4 年 4 月 1 日)

最近改正 平成 29 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内の民間認可保育所（以下「認可保育所」という。）における保育内容の充実及び保育士の処遇改善を図るため、認可保育所に対し運営費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、島本町補助金交付規則（昭和 45 年島本町規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付要件)

第 2 条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する認可保育所に対して交付する。

- (1) 保育の実施児童のうち 2 割以上が 3 歳未満児であること。
- (2) 保育の実施児童がおおむね定員の 75 パーセント以上入所していること。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 「保育所への入所の円滑化について」（平成 10 年 2 月 13 日付け児福第 3 号厚生省児童家庭局保育課長通知）による保育の実施が適正に行われていること。
- (4) 保育士の配置は、別表第 1 に掲げる基準以上であることを原則とし、当該基準を満たさない場合は、不足する保育士数に相当する人件費を運営助成分から減算し、補助することとする。

2 町長は、前項各号に定めるもののほか、特に必要と認めたものに対し、補助金を交付することができる。

3 町長は、国庫及び府費に関わる事業については、当該月所要見込額に基づき補助金を交付し、年度末所要額確定により精算交付する。

(補助金等の対象経費及び交付率)

第 3 条 補助金の交付対象となる経費及び交付率は、別表第 2 に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 3 条第 1 項に定めるもののほか、保育士の配置状況報告書を町長の指定する日までに提出しなければならない。

(補助金の交付時期)

第 5 条 補助金は、規則第 7 条第 1 項ただし書の規定により、毎月交付する。

(補助金の停止及び返還)

第 6 条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部若しくは一部を返還させ、又は支給を停止することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) この要綱の規定により交付された補助金を交付の趣旨以外に充てたとき。
- (3) 当該認可保育所の内容の充実及び保育士の処遇改善がなされないとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付の趣旨に反すると認めるとき。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年3月29日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年10月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年3月14日から施行し、平成13年6月8日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条第5号の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月3日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

保育士の配置基準（児童数：保育士数）					
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
3：1	4：1	6：1	15：1	25：1	25：1

備考 原則として、それぞれ年齢児ごと常勤の保育士を担任として固定すること。

別表第2（第3条関係）

補助種別	補助要件	補助対象経費	補助額
運営助成	保育の実施児童がおおむね定員の75パーセント以上入所していること。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。	平成26年度の保育単価により算定した支弁額の範囲内	平成26年度の保育単価により算定した支弁額の10分の3.5
障害児保育助成	障害児を入所させている保育所であること。	障害児保育に必要な経費	障害児2人に対する補助算定基準額140万円と年間実支出額を比較して少ない方の額。ただし、障害児が1人の場合は、上記の2分の1以内の額とし、3人以上の場合も上記の計算例による。
主食費助成	3歳以上の保育の実施児童に主食を含む給食を提供していること。	主食に必要な経費	3歳以上の保育の実施児童1人に対する補助算定基準額2,000円と月額実支出額を比較して少ない方の額。ただし、月途中保育の実施児童の場合にあっては、補助算定基準額日額80円に在籍していた開所日数を乗じた額とする。

<p>延長保育事業補助</p>	<p>延長保育事業実施要綱（「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日付け雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙）に定める要件を有していること。</p>	<p>左記の事業実施に必要な経費とする。</p>	<p>補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない額とする。</p>
<p>一時保育事業補助</p>	<p>一時預かり事業実施要綱（「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙）に定める要件を有していること。</p>	<p>左記の事業実施に必要な経費とする。</p>	<p>補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない額とする。</p>
<p>地域子育て支援拠点事業補助</p>	<p>地域子育て支援拠点事業実施要綱（「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙）に定める要件を有していること。</p>	<p>左記の事業実施に必要な経費とする。</p>	<p>補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない額とする。</p>

<p>休日子育て支援事業補助</p>	<p>1 趣旨 休日における地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として行う事業に対し、予算の範囲内において補助を行う。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 月1回日曜日に親子の交流、遊びの提供等を通じて子育て支援を行うこと。</p> <p>(2) 原則として日曜日ごとに地域子育て支援センター室・園庭等を開放し子育て支援を行うこと。</p>	<p>左記の事業実施に必要な経費とする。</p>	<p>補助算定基準額 1,800,000円(1月当たり150,000円)と実支出額を比較して少ない方の額を補助する。</p>
--------------------	--	--------------------------	--

備考

この表において、運営助成補助を受ける認可保育所について、開設して間がないなど特別な理由により認可定員を大幅に下回る利用人数（見込み）の場合、支弁額の算定は、認可定員ではなく利用人数（見込み）の保育単価を用いることができる。

上記の算定は、認可保育所が町に協議を申し出、町が申し出を認めた場合に適用するものとする。